

「秦野市木のある暮らしづくり補助金」を開始 森の国・木の街づくり宣言に参画

林野庁では、豊かな森林資源を未来につなげるため、木を「植えて、育てる」ことに加えて、「使う」ことを重視する「森の国・木の街」づくりに取り組んでおり、本市も同宣言に賛同し、参画しました。



導入のイメージ


本市では、令和6年度から出生から敬老まで人生のさまざまな節目で秦野産材とふれあう機会を作り、木が持つ温かみや香りを感じてもらい、森林資源の循環や脱炭素社会の大切さを伝える「木のある暮らしづくり事業」に取り組んでいます。さらに、本年4月から「秦野市木のある暮らしづくり補助金」を創設し、住宅や商店、木育活動など、さまざまな場面における秦野産材の活用を一層推進していきます。

1 「森の国・木の街」づくり宣言


(1) 宣言日

令和8年3月26日

(2) 宣言




「森の国・木の街」づくり宣言



我が国の豊かな森林の恵みを未来へしっかりとつなぐためには、「植えて、育てる」ことに加え、「使う」ことが不可欠です。私たちは、森林の整備に繋がる木材の活用を通じて地球温暖化の防止に貢献するとともに、木とともに生きる地域の未来を育む「森の国・木の街」づくりに取り組むことをここに宣言します。

- ✓ 建築物の木造化などを積極的に推進し、木材利用を通じて地域の持続可能な発展に貢献します。
- ✓ 木材利用の促進に当たっては、SHK制度(温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度)などを積極的に活用し、地域の関係者と連携して、木材利用の効果を“見える化”していきます。

秦野市長 高橋昌和



(3) 全国の宣言状況

444団体（自治体：105、企業・団体：339）※4月4日時点

2 木のある暮らしづくり補助金について

(1) 補助制度の概要など

秦野産材による個人住宅の新築またはリフォームに限定していた補助制度を見直し、多くの人に秦野の木や森林を身近に感じてもらうため、飲食店や事業所などの民間建築物の新築またはリフォーム、ウッドデッキやウッドチップ舗装などの木製構造物、子供が楽しめる木製遊具・玩具、その他市内で実施される木育活動を補助対象に拡大しました。

(2) 補助対象事業や補助条件など

補助対象事業	秦野産材の使用量	補助対象者	補助対象経費 (下限)	補助率	補助限度額
住宅	構造材のみ：3㎡以上 内装材のみ：9㎡以上 両方の場合：3㎡以上	市内施工業者により、市内で自己居住用の住宅の新築またはリフォームを行う個人。	-	一律	OMOTAN コイン 10万コイン分
民間建築物	構造材のみ：3㎡以上 内装材のみ：9㎡以上 両方の場合：3㎡以上 ※構造材は、柱や梁等が一部露出していれば対象	市内施工業者により、市内で民間建築物の新築またはリフォームを行う方。	木造化・木質化に係る工事費 (下限：20万円)	50%	200万円
木製什器	木材総使用量の100% (ただし、構造、機能又はデザイン等の理由により秦野産材の使用が困難な部分については対象外。) ※木製什器は、民間建築物とセットの場合のみ対象		購入、設置、組立、運搬に係る経費 (下限：20万円)		
木製構造物		領収書または支払証明書を市内の所在地で発行できる事業者から本市内で購入する、または当該事業者により施工する方。 購入、設置、組立、運搬に係る経費 (下限：20万円)			
木製遊具		領収書または支払証明書を市内の所在地で発行できる事業者から、市内において木製遊具を購入する、または当該事業者により施工する方。(個人を除く) 購入、設置、組立、運搬、安全対策に係る経費 (下限：20万円)			
木製玩具		領収書または支払証明書を市内の所在地で発行できる事業者から、市内で購入する方。 (個人を除く) 購入に係る経費 (下限：5万円)	10万円		
木育活動		市内で活動を実施する方。(個人を除く) 講師謝金、教材、木工用具レンタル、広報、会場使用に係る経費 (下限：2万円)	5万円		

問い合わせ

森林ふれあい課森林ふれあい担当

電話 0463 (82) 9631